

三重県熊野灘におけるフェリー横転座礁事故をうけたフェリー大傾斜事故の再発防止対策について



出典)『海上保安レポート2010』

平成21年11月、フェリーありあけ（7,910トン）が、熊野灘を航行中に船体が右舷側に大傾斜し、その後、三重県御浜町沖に乗り上げて横転状態となる事故が発生した。同事故は、迅速な救助等により乗客乗員が全員無事救助されたものの、我が国のフェリー事故としては近年に類を見ない重大な事故である。

運輸安全委員会の調査により、本事故の原因として 追い波中の危険な状況下を航行していたことで復原力が低下し大傾斜が発生したこと、大傾斜の際に固定措置が不十分であった貨物の荷崩れが発生し船体傾斜が戻らなくなったこと、が挙げられている。

このため国土交通省海事局では、平成22年5月から平成23年3月にかけて「フェリー大傾斜事故防止対策検討委員会」を開催し、同委員会において上記を踏まえた再発防止対策の検討を進め、平成23年3月に再発防止対策の取りまとめを行った。（対策のポイントは以下の通り）

国土交通省海事局では、今後、上記の取りまとめに基づき再発防止対策を進めていく予定としている。

再発防止対策のポイント

大傾斜防止のための操船

フェリー等（フェリー，RORO船）の運航中に追い波を受けた場合には、減速や針路変更を行い、安全確保に努める。

貨物の移動防止のための固定措置

フェリー等の車輻甲板に直接置いて輸送するコンテナについて、固定措置の改善を図る。

フェリー等の車輻甲板に積載する車輻・シャーシについて、固定措置の検証を行い、強度不足の場合は固定措置の改善を図る。